

**平成21年度 循環資源利用促進施設設備整備費補助金
平成21年度 リサイクル技術研究開発補助金
募 集 の ご 案 内**

道では、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会を形成することを目的として、「北海道循環資源利用促進税」の税収を財源として、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに向けた設備整備事業や研究開発事業に対し、経費の一部を補助します。

1 補助制度の概要

(1) 平成21年度循環資源利用促進施設設備整備費補助金 **設備整備費補助金**

補助対象事業者	道内に事業所を置く事業者（NPO 法人及び道内地方公共団体を含む。） 道内に事務所を設置しようとする事業者 主に 又は の者で構成される、法人格を有する団体	
補助対象事業・補助率	自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに係る設備機器の設置	補助率 1 / 2 以内
	他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに係る設備機器の設置	補助率 1 / 3 以内
補助対象経費	機械装置費、施設整備費、委託費、その他経費のうち知事が必要かつ適当と認めるもの	
補助限度額	1 億円 一事業者が本補助制度により受けられる補助金の通算限度額は 2 億円	

(2) 平成21年度リサイクル技術研究開発補助金 **研究開発補助金**

補助対象事業者	道内に事業所を置く事業者（NPO 法人及び道内地方公共団体を含む） 全構成員の半数以上を上記 が占めるグループで、かつ上記 に該当する者が代表者となるもの	
補助対象事業・補助率	補助対象者がその成果を事業化することを前提に行う研究開発で、自ら排出する産業廃棄物の排出抑制・減量化、リサイクルに資するもの又は他者が排出する産業廃棄物のリサイクルに資するもので、次に該当するもの ・基礎研究（以下の研究開発と併せて行う場合に限る。） ・応用研究 ・実用研究 ・試作研究 ・技術改善	
	道内に主たる事務所を置く中小企業又は全構成員のうち半数以上をこれら中小企業が占めかつこれら中小企業のいずれかが代表者となるグループ	補助率 2 / 3 以内
	以外	補助率 1 / 2 以内
補助対象経費	原材料費・副材料費、治具・工具費、外注（加工・設計・デザイン開発・プログラム開発）費、技術導入費、試験検査依頼費、特許実施費、先行技術等調査費、機械購入費、（機器等の）リース料・レンタル料	
補助限度額	1 千万円	

2 募集期間

平成21年4月1日（水）から5月29日（金）まで【郵送の場合は当日消印有効】

事前相談制にしておりますので、申請の際は事前にご相談ください。

3 応募方法

事業計画認定申請書に関係書類を添え、募集期間内に下記へ提出してください。

4 選考の方法

認定申請事業は、学識経験者などで構成する審査委員会での審査・選考結果を踏まえ、道が決定します。

詳細（手引き、Q&A、申請書様式等）は、道のホームページで参照できます。

循環税事業のホームページから各事業のページを選択下さい。

【循環税事業のホームページ】http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/junkanzei_index

お問い合わせ・ご相談、申請書の提出先

北海道環境生活部環境局循環型社会推進課 循環推進グループ（循環税担当）

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話 011-231-4111（内線 24-331,24-332） FAX 011-232-4970